

農地法第4条1項7号・第5条1項6号届出提出書類

1 申請書 2部・原本提出

2 添付書類

番 号	添 付 書 類	部 数	備 考
1	届出土地の登記事項証明書	2	3ヵ月以内に証明のもの（全部事項証明書） ※1部原本、1部写し
2	案内図（都市計画図 1／2500程度）	2	届出地を図示
3	公図写	2	届出地を図示 届出地周辺の地目記入
4	建物・排水計画図	2	区画整理済の地区の場合は不要
(5)	住所の流れのわかる公的な書類（住民票・戸籍附票など）	(2)	現住所と登記簿謄本と住所が異なる場合 ※1部原本、1部写し
(6)	仮換地証明	(2)	本換地前の区画整理地内の場合 ※1部原本、1部写し
(7)	農地法第18条6項通知書写し	(2)	届出地が小作地等で賃貸借の目的となっている場合は 解約したことを証する書面 ※1部原本、1部写し
(8)	委任状	1	申請を代理人に委任する場合 （書類の提出・受取り等も含む）

[注意事項]

※ 届出書の「5.被害の防除施設の概要」の欄に、必ず下記文章を記入してください。

「万一周辺農地等に被害を及ぼしたときは、当方で責任をもって解決する。」

※ その他必要な書類がある場合は、適宜指示させていただきます。

3 その他

- (1) 届出地が愛知用水の受益地に入っている可能性がある場合は、愛知用水土地改良区三好事務所（住所：みよし市三好町上砂17 ☎0561-32-2365）で確認の上、受益地除外の手続きを行ってください。
- (2) 愛知用水路と隣接している場合は愛知用水土地改良区で確認をしていただき、造成工事等の協議をしてください。
- (3) 届出受理書の交付までの処理期間は、7日から10日間（土日祝を除く）です。